

# 11月・12月:訴訟課程各科目のご案内

訴訟課程

## 特許侵害訴訟の理論と実務 (審決取消訴訟との関係を含む) ~事例を挙げて訴訟の進行を解説する~



2019年11月20日(水) 10:00~17:00

講師 清水 節氏 柳田国際法律事務所 弁護士

◆本科目では、裁判所の立場を前提として、特許権を中心とする侵害訴訟における理論、手続の流れを、具体的な事例や重要な判例を挙げつつ解説します。また、訴訟の進行について実務的に紹介し、特許権における進歩性の判断や、裁判上の和解の仕組みについても理解を深めます。さらに、侵害訴訟と審決取消訴訟の関係について、知財高裁における運用も含めて解説します。

◆会場	虎の門三丁目ビルディング1階 研修室
◆定員	40名
◆科目別受講料	会員 18,000円 ・ 一般 22,000円 (※消費税込み)

訴訟課程

## 商標、ブランド紛争処理法 ~商標、不競法のほかパブリシティ権をめぐる紛争を含めて~



2019年11月27日(水) 10:00~17:00

講師 三村 量一氏 三村小松法律事務所 弁護士

◆本科目では、商標権侵害訴訟、不正競争防止法関係訴訟等の標識系の権利に関する紛争について、具体的な事例を挙げて詳細に解説いたします。近時の裁判例を踏まえると、商標やブランドの分野では、立体商標、周知形態、意匠権及び著作権の間での権利の選択も問題となりますが、それぞれの権利の特徴について説明いたします。また、パブリシティをめぐる紛争への対応についても最新の状況を踏まえて解説します。

◆会場	虎の門三丁目ビルディング1階 研修室
◆定員	40名
◆科目別受講料	会員 18,000円 ・ 一般 22,000円 (※消費税込み)

訴訟課程

## 損害賠償請求 ~特許権侵害による損害賠償請求の基本的考え方を学ぶ~



2019年12月11日(水) 10:00~17:00

講師 古城 春実氏 桜坂法律事務所 弁護士

◆本科目では、特許権侵害による損害賠償請求について、損害額の認定に関する基本的理論を解説し、損害額の算定方法について特許法102条に焦点を当ててわかりやすく説明いたします。複雑な侵害事例についても、実務的観点から、どのような点に留意すればよいかを解説します。

◆会場	虎の門三丁目ビルディング1階 研修室
◆定員	40名
◆科目別受講料	会員 18,000円 ・ 一般 22,000円 (※消費税込み)

訴訟課程

## 事例研究 2日間 ~特許権侵害訴訟(米国における特許権侵害訴訟の比較を含む)~



2019年12月4日(水)・12月17日(火)  
 いずれも 10:00~17:00

講師 村田 真一氏 兼子・岩松法律事務所 弁護士

◆訴訟課程の仕上げとなる本科目では、重要判例を取り上げながら、受講生の積極的な参加による事例の検討を通じて、特許権侵害訴訟についての理解を深めて頂きます。また、米国特許権侵害訴訟の概要を説明するとともに、日米特許権侵害訴訟の比較も行います。一日目は講義中心に、二日目はグループ発表、意見交換、講師による講評等を行うことで、受講生同士の親睦も深まり、各人の習熟度の向上にもつながります。

◆会場	虎の門三丁目ビルディング1階 研修室
◆定員	40名
◆科目別受講料	会員 34,000円 ・ 一般 42,000円 (※消費税込み)

■上記の4科目は、日本弁理士会の継続研修として申請中です。本研修を受講し、所定の申請をすると、外部機関研修として、1日あたり5.5単位(「事例研究」は、2日間で11単位)が認められる予定です。

■お申込み方法: FAXもしくは、発明推進協会HPからお申込みください。(http://www.jiii.or.jp「知財 ist 研修・スポット講座他」)

詳しくはWEBで。「知財 ist (チザイスト) 研修 2019」